答申第 499号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学(以下「実施機関」という。)が行った本件 異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当であ る。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 5月22日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 次に掲げる個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行っ た。

「下記の報告に係る決裁書及び送付書等(電子メールを含む)

- 1 平成〇年〇月〇日、ハラスメント調査委員会からハラスメント対策 委員に調査結果の報告
- 2 平成〇年〇月〇日、ハラスメント対策委員から副理事長宛てに調査 委員会の調査結果報告に対する意見について報告」
- 2 同年 6月 5日、実施機関は、本件開示請求に対して、平成〇年〇月〇日、ハラスメント対策委員から副理事長宛てに調査委員会の調査結果報告に対する意見について報告の決裁書及び送付書等に該当するものとして、平成〇年〇月〇日起案「ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について(報告)」(以下「本件行政文書」という。)を特定し、その他の行政文書(以下「本件請求文書」という。)は実施機関において作成しておらず、文書不存在であることを理由として、一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 7月22日、異議申立人は、本件処分のうち本件請求文書を不存在とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

処分を見直し、請求内容を満たす行政文書を特定して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、当然、開示される文書等が存在しなければならず、存在しないとすれば、実施機関の文書管理が極めて杜撰であることを証明するものであり、理事長自ら陣頭指揮をとって、文書管理を適切に改革していただきたい。
- (2) 平成27年 5月22日、本件開示請求を行った。その結果、本件処分により、既に開示されている「平成〇年〇月〇日起案『ハラスメント調査委員会の報告に対する意見について(報告)』」だけが特定された。
- (3) 実施機関は開示請求に係る行政文書を作成していないとしているが、 ハラスメント調査委員会があるキャンパスとハラスメント対策委員のい るキャンパスは離れていることから、連絡は文書又はメールにより行う のが極めて自然であり、当該文書等はハラスメント調査の結果を含んだ 個人情報である。
- (4) したがって、実施機関は、個人情報を適切に管理していることを証明するために、適切な対象文書を特定し開示しなければならない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、異議申立書において、当該行政文書が存在しないということはありえない、と主張していると考えられる。
- 2 しかしながら、実施機関において、当該行政文書は、作成されていない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、

このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条 第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断 されるべきものである。

3 ハラスメント審査会及び調査委員会について

実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を定め、相談窓口やハラスメント対策委員のほか、ハラスメント審査会を設置している。

ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会における、ハラスメント 事案の調査の流れは次のとおりである。

- (1) ハラスメントの相談者が、相手方の処分を望む場合、ガイドラインに基づきハラスメント調査委員会が設置される。
- (2) ハラスメント調査委員会においては、ハラスメント申立書により、ハラスメント申立人(以下「申立人」という。)の主張及び原因事実について整理する。また、申立人に対して事情聴取を実施する。
- (3) ハラスメント事案の相手方及び関係者に対して個別に事情聴取を実施す

る。ここでは、申立人の主張する原因事実ごとに、申立人、相手方、関係 者の三者からの事実聴取をもとに事実認定を行う。

なお、当該事実認定にあたっては、申立人に対し文書の提出を依頼する こともある。

(4) 認定できた事実が、ハラスメントに該当するかガイドラインなどをもとに評価を行う。

ハラスメントに該当すると評価された場合、加害者や管理監督者の処分 案について検討がなされる。

(5) ハラスメント調査委員会における審議が終了すると、当該事案を担当したハラスメント対策委員及び実施機関の副理事長に対してハラスメント調査委員会から報告がなされる。

当該報告(以下「調査委員会報告」という。)は、通常対面で行われて おり、報告に際して特定の行政文書を作成すべき定めは存在しない。

(6) 調査委員会報告を受け、ハラスメント事案を担当したハラスメント対策 委員から副理事長に意見の報告がなされる。

当該報告(以下「対策委員報告」という。)は、報告書を文書で提出することによって行い、当該報告書は提出された後、実施機関内で共有される。

また、対策委員報告に際して、特定の行政文書を作成すべきとする定めは存在しない。

- (7) 副理事長は、意見及びハラスメント調査委員会の検討結果をハラスメント審査会に対して報告する。ハラスメント審査会はその報告を受けて処分案を審議する。
- 4 本件請求文書及び本件行政文書について
 - (1) 本件請求文書は、上記 3 (5)及び(6)において作成される可能性がある、調査委員会報告及び対策委員報告に係る、決裁文書及び送付書等の、保有個人情報が記載された行政文書のうち、本件行政文書を除くものを指すと考えられる。
 - (2) 本件行政文書は、上記 3 (6) において作成された、対策委員報告に係る報告書である。

- 5 本件請求文書の存否等
 - (1) 実施機関に確認したところ、次の回答が得られた。
 - ア 調査委員会報告は、「ハラスメント審査会(平成〇年〇月〇日開催) の資料 1と同じもの(表紙の資料番号なし、日付空欄)」(以下「ハラ スメント調査報告書(案)」という。)を用いて行われた。
 - イ 調査委員会報告の流れは、上記 3 (5)のとおりである。
 - ウ 上記イに加え、調査委員会報告に係る決裁文書及び送付書(以下「本件決裁文書等」という。)は、実際に作成されていない。
 - (2) 上記 3 (5)により、本件決裁文書等を含め、特定の文書を作成すべきとする定めはなく、その作成は実施機関の裁量に委ねられている。また、 異議申立人から、本件決裁文書等が存在していると認めるに足りる具体的な主張はなされておらず、また当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。
 - (3) ただし、上記 (1)アにより、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書として、ハラスメント調査報告書(案)が該当し得るため、実施機関として当該行政文書を特定すべきであったとも考えられる。
 - (4) この点について、実施機関に確認したところ、次の点に鑑み、本件開示請求をハラスメント調査報告書(案)以外に請求内容を満たす保有個人情報を求めるものであると解釈したとのことであった。
 - ア 本件開示請求より以前になされた異議申立人とのやりとりにより、 異議申立人自身は、本件請求文書としてハラスメント調査報告書(案) が該当し得ることを了知していたことが確認できた。
 - イ 異議申立人は、ハラスメント調査報告書(案)を、本件開示請求時 点で、既に受領していた。
 - (5) 上記の事情に鑑みると、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書について、ハラスメント調査報告書(案)が含まれないと実施機関が解釈したとしても、その判断が不合理であるとまではいえない。

- (6) なお、実施機関によると、本件行政文書は、対策委員報告を受け、実施機関内で対策委員報告を共有する決裁文書として取り扱われていたとのことである。
- (7) 本件について、上記 3 (6)より、対策委員報告に際して、特定の文書を作成すべきとする定めはなく、その作成は実施機関の裁量に委ねられている。また、異議申立人から、本件行政文書以外に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。
- (8) 以上のことから、本件行政文書を特定して開示し、本件請求文書は存在しないとした実施機関の判断は不合理とは言えない。
- 6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

7 付言

なお、本件処分においては、本件行政文書以外にも、本件開示請求の請求内容を満たす保有個人情報に該当する可能性があるものが想定し得たことから、実施機関としては、開示請求の受付にあたって、異議申立人の請求趣旨を確認することが望ましかった。

今後は、開示請求の受付にあたっては保有個人情報を特定することができるまで開示請求者にその内容の確認をし、必要に応じて補正することが望ましい。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 7月29日	諮問書の受理
8月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月14日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反
	論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意
	見陳述申出書を提出するよう通知
10月26日	異議申立人の反論意見書を受理

令和 3年 4月23日	調査審議
(第 271回審議会)	
5月28日	調査審議
(第 272回審議会)	
6月25日	調査審議
(第 273回審議会)	
7月30日	異議申立人の意見を聴取
(第 274回審議会)	
8月27日	調査審議
(第 275回審議会)	
9月24日	調査審議
(第 276回審議会)	
10月22日	調査審議
(第 277回審議会)	
11月 5日	答申